

第十六回国会
衆議院

水害地緊急対策特別委員会議録第二十四号

昭和二十八年八月六日(木曜日)
午後五時三十分開議

出席委員

委員長 村上 勇君

理事生田 宏一君 理事綱島 正興君

理事平井 義一君 理事赤澤 正道君

理事滝井 義高君

今村 忠助君 大久保武雄君

熊谷 憲一君 田淵 光一君

坊 秀男君 増田甲子七君

松野 頼三君 山本 友一君

岡部 得三君 廣瀬 正雄君

本名 武君 村瀬 宜親君

吉田 安君 井手 以誠君

田中 稔男君 辻原 弘市君

芳賀 貢君 原 茂君

小平 忠君 辻 文雄君

松前 重義君 世耕 弘一君

委員外の出席者
建設委員 西畑 正倫君
会専門員

八月六日

委員三池信君、白濱仁吉君、井谷正

吉君、細迫兼光君及び杉山元治郎君

辞任につき、その補欠として増田甲

子七君、松浦周太郎君、原茂君、芳

賀貢君及び小平忠君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員松浦周太郎君辞任につき、その

補欠として本名武君が議長の名で

委員に選任された。

八月六日
北海道における豪雨による被害調査
の件
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

昭和二十八年六月及び七月の大水害
による災害地域内のたい積土砂の排
除に関する特別措置法案(参議院提
出、参法第一〇号)
水害地緊急対策に関する件

○村上委員長 これより会議を開きま
す。

前会に引続き、昭和二十八年六月及
び七月の大水害による災害地域内の
たい積土砂の排除に関する特別措置法
案を議題として審査を進めます。

本案につきましては赤澤正道君より
修正案が提出されております。これ
は印刷物としてお配りいたしてあり
ます。この際本修正案について趣旨弁
明を願うことといたします。赤澤正
道君。

昭和二十八年六月及び七月の大水
害による災害地域内のたい積土砂の
排除に関する特別措置法案に對する
修正案

昭和二十八年六月及び七月の大水
害による災害地域内のたい積土砂の
排除に関する特別措置法案の一部を
次のように修正する。

第三條第一項中「道路」を「河川、
道路」に改める。
第九條第一項中「漁港施設及び漁

場」を「漁場、漁港及び港灣」に改め
る。

第九條第二項中「農林大臣」を
「港灣」については「運輸大臣」、そ
の他のものについては「農林大臣」、
に、「都道府県知事」と読み替える
ものとする。を、「港灣」については
「運輸大臣」、その他のものについて
は「都道府県知事」と読み替えるもの
とする。に改める。

○赤澤委員 参議院において上程され
て通過いたしました本院にまわつてお
ります昭和二十八年六月及び七月の大
水害による災害地域内のたい積土砂の
排除に関する特別措置法案につきまし
て、次のように修正したいと思ひ
ます。

すなわち、第三條第一項中「道路」
云々とありますのを「河川、道路」とい
うふうに改め、こゝへ「河川」を挿入す
る。第九條第一項中「漁港施設及び漁
場」とありますのを、これに港灣を加
えまして「漁場、漁港及び港灣」に改め
ます。第九條第二項中「農林大臣」を
「港灣」については「運輸大臣」、そ
の他のものについては「農林大臣」、
に、「都道府県知事」と読み替えるもの
とする。を「港灣」については「運輸大臣」、
その他のものについては「都道府県知
事」と読み替えるものとする。に改め
たいと思ひます。

それは、参議院提出の法案第三條に
河川を挿入いたしますのは、泥害は
単に道路あるいは上下水道、水利施
設、学校のみではありませんので、や

はり河川の中にも泥害が起つて河床が
非常に高くなつております。河川にの
み適用されないということになります
と、法全般にわたつてこの立案の精神
がある程度失われるのではないかと考
えますので、特にこれを挿入すると
いうふうに修正をする。さらに漁港施
設及び漁場に港灣を加えますことにつ
きまして、実は和歌山県における流
木あるいは樹木の根っこ等によつて漁
場が非常に荒れて、漁ができぬとか、
あるいは漁港そのものが使用にたえぬ
ような状況になつておられますが、さ
らに航路をも安全にするという観点か
ら、港灣を加えることによつて、初め
て被害が救済されるというふうに考え
ますので、以上を修正したいと思ひ
ます。どうか御審議を
お願いいたします。

○村上委員長 本法律案につきまして
は、前会質疑が終局いたしましたので
は、この際修正案についての質疑を許
します。松前重義君。

○松前委員 ただいまの修正案につい
ては反対ではありませんが、確かめる
意味においてちよつとお尋ねをいたし
ておきます。

「漁場、漁港及び港灣」とあります
が、この港灣というのは、具体的に
どこをさすのでありますか。

○村上委員長 この際暫時休憩いたし
ます。

午後五時五十分開議
○村上委員長 休憩前に引続き會議を
開きます。赤澤正道君。

○赤澤委員 松前委員の御質疑にお答
えいたします。これをあとで修正いた
しますのは、和歌山地方における水害
の当初においては発見されなかつたの
でありますけれども、爾後奥地から
流れ出した樹木流木等、推定約二十万
石の巨大なる障害物が海へ出たもの
が、数日後において沿岸へ流れ着い
た、そのために漁民は網を引くことも
できない。さらに港には船も入ること
ができない。航路の便においても、あ
るいは漁業の面においても、非常なる
障害を与えております。こういつた樹
木が流れ出し、これが海岸に寄り着い
たものを処置するということに一応こ
れを想定し、限定しておる意味でござ
います。

○松前委員 ただいまのお答弁で満足
いたします。

○村上委員長 これにて修正案に對す
る質疑は終了いたしました。

次に討論に入る順序であります。が、
討論の通告がありませんから、討論は
省略し、ただちに採決いたします。

まず修正案について採決いたします。
本修正案に御異議はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○村上委員長 御異議なしと認めま
す。よつて本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま決定いたしました修
正部分を除く原案について採決いたし
ます。修正部分を除いては原案の通り

決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて原案は全会一致をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

引続き、本案に関する委員会報告書作成の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任をお願いいたしますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決しました。

○村上委員長 次に、水害地対策に関して議事を進めます。発言の通告がありますから順次これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 本日の衆議院本会議におきまして、北海道において七月に第一次、第二次、第三次の三回にわたりまして生じた風水害の被害に対して、これを本委員会に併託するという議決が成立したわけでありまして、それで今国会の会期もわずかに明日一日を余すだけでありまして、現在北海道において生じた被害の状況等も、その最終的な詳報が、政府当局においてもまだ確認せられておらないというような段階であると私は考えるのであります。

しかしながら、中間的に入手した報告によりまして、第一次の被害は七月の七日、八日、九日の三日に及び、第二次の被害は七月の十九日から二十五日に至るまで、第三次の災害は七月三十一日から八月の二日まで、こういうような状態で次々に災害が起つたわけでありまして、この災害の内容を私の知る範囲で申し上げてみます

と、人的被害につきましては、幸いにして死者が五名、重軽傷者が十三名ある程度でございます。それから住家屋の被害に對しましては、全壊が十八棟、流失五十一棟、半壊百三十八棟というような状態でございます。さらに床上浸水は三千五百九十戸、床下浸水は一萬八百五十六戸、合計一萬四千六百六十三戸になっております。

次に、農業の被害に對しましては、水田の冠水が二萬五千町歩、畑の浸水が五萬五千町歩、約八万町歩に及んでおるわけでありまして、なお、流失は田が千五百町歩、畑が六千五百町歩で八千町歩に及んでおるわけでありまして、埋没の面積は田が三百町歩、畑が約三千町歩であります。これを合せますと、農作物の被害面積が大体九万町歩余に及んでおるわけで、この損害額も大体四十三億二、三千万に及ぶというふうに承知しておるわけでありまして。

さらに、水産の被害等に対しては、高潮に襲われまして、これによる漁具類の被害あるいは漁船関係、倉庫その他水産関係の施設等の被害が、三億五千万くらいに及んでおるような状態でありまして。

そのほか、建設関係は、道路の被害、橋梁の被害、河川あるいは堤防の決壊、海岸、港灣等の損害が、これまた十四億程度に及んでおるわけでありまして。

その他現在進行中の北海道総合開発の土地改良の中における災害、あるいは開拓の被害、その他林業の災害等を含めて集計いたしますと、約六十二億六千八百萬というふうに、八月三日現在の報告による被害の数字がやや明確になつておるわけでありまして、それ

も、これらは当然当局においてこの災害の内容を検討されまして同時に、当委員会におきましても、願わくは北海道の災害に對する審議を進められんことを切に要望してやまないわけでありまして。

○村上委員長 承知いたしました。次は本名武君。

○本名委員 ただいま芳賀委員から北海道の水害についての御報告を申し上げますが、何かお願いが出たようでございますが、私は、この際議事進行について委員長に希望を申し上げ、その希望を御採択あらんことをお願いいたします。

それは、今芳賀委員からお話がありました通り、北海道の水害につきましては、おそらくこの委員会が初めて発言されたことであらうと存じます。ところが、本日の本会議におきまして、この対策委員会になる議決がなされたわけでありまして、本委員会におきましては、この問題を取上げることは当然であらうとは考えますが、今日関係政府委員が見えておりません。従いまして私どもは、この問題を取上げるにつきますと、一応政府当局の所信をただしまして、しかる後に審議を進めて行きたいと存じますので、明日の委員会におきまして関係各省の政府委員の出席を求めて、議事を進められんことを希望いたします。

○村上委員長 ごもつともであります。さようにとりはからいたいと思ひます。

○今村委員 私も併託された長野県に關して初めて発言を申し上げるのであります。委員各位の御理解ある態度によりまして、長野県の水害も西日本

並びに和歌山県とともに特別委員会に併託されたことは、まことに感謝のほどでございます。

ことに長野県の今回の水害は非常に局地的なものでありまして、従つて一つの山村で被害二億を越え、三億近いというふうなことがあります。実に惨状目を当てることのできないというふうなことがあるのであります。これは国会でも閉会になりましたら、委員会の各位の視察調査等もぜひこの際お願いいたしておきたいと思ふのであります。

ことにわが長野県は、電源開発のいろ／＼な施設がありまして、ダム等の施設があるために害をこうむつたというふうな実例があるのであります。今回の多数の水害に関する法律の中に、このダム被害に関するものが取上げられていないのはまことに遺憾であります。つまりダムがあることによつて、その周囲に害を及ぼすというふうなことでもあります。これは全国各地にあることでありまして、これに關してはやはり将来はいろ／＼の角度から御研究願わなければならぬかと思ふのであります。実は本日は県知事初め県の県会議長その他等陳情に出ておられますから、後刻ぜひこれらにつきましてはお聞き取りをいたしたいと思ふのであります。どうか委員各位におきまして、西日本、和歌山等の大災害から比べますと、小さいものではございますけれども、その被害の実情においては局地的にきつめてひどいものがありますから、この際どうかこの点に十分御理解の上、ひとついろ／＼の点において調査、御審議等をいただきます、かように要望申し上げておくので

あります。

○小平(忠)委員 私は、この際委員長に、特に議事進行、並びに北海道の水害に對しましての取扱に關しましてお願いを申し上げます。さらに委員各位の御努力を仰ぎたいと思ふのであります。

今次の北海道の水害に關しましては、ただいま同僚の社会党左派並びに改進黨の委員から発言がありまして、被害の状況なり、あるいはこの審議の方法についての要請があつたわけでありまして、私がきわめて重要な点について特に委員長の御善処方をお願いするの、実は北海道の今次の災害は、中央におきましては新聞その他に比較的報道されておられないので、水害の実態については把握されていらないということがあります。先ほど芳賀委員から報告のありました被害の内容は、まだ的確なる被害の状況が収集されていらないという現状であります。非常に遠隔なる地域であります関係上、北海道知事を初めいたしまして、各党の道議会の議員はただちにこの対策のために上京いたしておりますが、毎日無電で連絡をとりまして、現地の被害状況を講じております。実情につきましては、西日本あるいは南紀の風水害に匹敵するようないはる大なるものであります。北海道は、最近御承知のように年々の定期台風からはずれて、近年は比較的大きな水害はなかつたのであります。今回の石狩川を中心としてたしまして天塩川、十勝川あるいは石狩川の支川であります雨竜川の氾濫により被害というものは、きわめて甚大であります。これに對して、ちよ

うど国会が閉会になります直前にこの
ような事態が起りましたため
に、われ／＼は、委員各位の御協力と
同時に、また今後善処につきまして
も、何分の協力を仰ぎたいと思つて
あります。つきましては、会期も明日
限りであります。従いまして、できる
ならば、先ほど改進黨の本名委員から
は明日ということでありまされども、
本日各関係省の大臣諸公、政府委
員がこの委員会に列席されるならば、
その機会に、政府当局に、被害状況な
りあるいはこれに對してとられた
措置等について、判明せる範圍におい
てお伺いし、さらに最後の一日の明
日、この問題について、政府当局のい
わゆる対策なりあるいは事情について
さらにお伺いを申し上げて、これに對
して善処をいたしたい、こういうよう
に考えるのでありますが、しかるべく
この点について委員長の御配慮をお願
いいたしたい、こう思うのでありま
す。

○村上委員長 承知いたしました。

○綱島委員 もはや小委員会もたびを
重ねてやりましたし、ことにはたくさ
んの災害救助に関する立法をいたし、
衆議院をすでに通過したものでありま
す、十五、六に及んでおるのでありま
すが、大体本委員会が決定いたしました
法案及び参議院で決定されております
法案等によつて、このたびの災害に
對する大よその予算が大体判明いたし
ておるはずでありますから、この委員
会において明日までに資料を得たいと
存じますので、各省ごとく、関係
予算の精密なものでなくても、大体の
見通しのものでよろしゅうございます
から、その旨のものを各省が提出いた

しますように、委員長からおとりはか
らいをお願い、その上明日は各省からな
るべくならば官房長があられて、その
予算の説明を聴取したいと思つたので、
どうかその旨のお手配をお願いいた
したいと思います。これはひとり農林小委員
長の申出ばかりでなく、各小委員長の
申合せに基いて、各小委員長を代表し
て希望した次第であります。どうぞ
よろしくおとりはからいを願いたいと思
います。

○村上委員長 ちよつと綱島君にお伺
いしますが、それは今回の法案につい
ての予算ですか。それとも災害の遂予
算ですか。

○綱島委員 できればこういうことを
願いたい。災害総額、それからそのう
ち国費によつて負担すべき現行法によ
る災害額の調査、及び新法によるとい
いますか、本委員会が大体つくり、衆
議院を通過しもしくは参議院を通過
し、やがて両院を通過するであろうと
予測される法案に基づく予算、その増
額、変更等の表、そういうものをそろ
えてどうぞ明日わかりやすくしよこし
らえて、当該省から説明がおりますよ
うにおとりはからいを願います。

○吉田(安)委員 ただいまの綱島君の
御発言はしごく賛成であります。同時
に官房長だけでなく、関係各省大臣も
漏れなく出席を私は要求いたします。
これはぜひやつてもらいたいと思いま
す。

○井手委員 妙な御注文ですが、明日
は必ず午前十時には開会して、副總理
を初め関係大臣、関係官も出席をされ
るように、特に申し上げることはない
と思ひますけれども、今日までの審議
の状況からいたしまして何回も流れ

たこともございますし、午前中のも
のが夕刻になつてちよつと開かれたとい
う事情を考えまして、特にこの点は嚴
重に勵行されますよう、委員長の善処
方を希望申し上げる次第でございます
す。

○原(茂)委員 先ほど今村委員から、
長野県における台風災害、七月水害が
本委員会に併託されたことを心から喜
んで発言があつたわけでありますが、
私も、同じ見地に立ちまして、今村委
員の発言に補足して強くぜひお願い
したいわけであります。

最初、今次長野の水害をおきま
しては、和歌山、九州と比較します
と、面積その他においては非常に狭い
わけでありませんが、局部的にはその被
害はニュースその他で見ましても、現
地を見ましても、まつたくその比を見
ないほど非常にさんたんたる有様の場
所が、しかも一村あげて行われてい
るというところが所々ございま
して、いまだにバス等の自由な交通も
できませんし、調査なども十二分に行
えないというような場所がたぐさんに
あるわけであります。非常に局地的で
あり、被害の金額にいたしましては三
十億ないし四十億と言われております
が、その場所における被害の惨状は、
決して他に比較して軽くないものと見
て参りました。ここにぜひとも、先ほ
ども今村委員から発言のありましたよ
うに、現地をとくところ願うことが
必要かと強く考えますので、当委員会
からの調査団の派遣方を私からも願
い申し上げるわけであります。

なお、長野県におきましては、御承
知の四月、五月における凍霜害におい
てもたくさんございまして、凍霜害

に次ぐこの水害でございますので、他
の場合と比較しまして何年に見るまれ
な災害というものが二つ重なつて本年
に行われている、かように申して過言
でない状態でございますので、ぜひと
もこの状態を現地において調査を願つ
た上で、特別の御援助をいたいただ
きたい。特にお願い申し上げます。
○村上委員長 次会は明日午前十時
より開会することとし、本日はこれに
て散会いたします。

午後六時十七分散会

〔参照〕

昭和二十八年六月及び七月の大水害
による災害地域内のたい積土砂の排
除に関する特別措置法案(参議院提
出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十八年八月十四日印刷

昭和二十八年八月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局